

令和7年第1回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会会議録

令和7年1月8日(水)

開会 午前10時00分

閉会 午前10時24分

◎出席議員(12名)

1番	益子純恵	2番	堀江清一
3番	相馬正典	4番	小川洋一
5番	大金清	6番	小川正典
7番	青木敏久	8番	高野泉
9番	高木洋一	10番	川俣義雅
11番	渋井由放	12番	中山五男

◎欠席議員(0名)

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣純子
副組合長	福島泰夫
事務局長兼会計管理者兼管理課長	小口正一
消防長	川俣寿行
消防本部次長兼総務課長	加藤勇
病院事務長兼医事課長	梅山裕隆
総務課長兼会計室長	小野里広美
病院総務課長	津久井友江
次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長	大谷光幸
消防本部予防消防課長	佐藤栄一

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長(兼)	小口正一
議事係長	堀江辰徳
書記	齋藤晋太郎
書記	和田敦子

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について (組合長提出)

日程第4 (議案第2号) 令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)の議決について (組合長提出)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（中山五男） おはようございます。ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第1回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、議会開会に当たり、組合長の挨拶を求めます。

川俣組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） おはようございます。改めまして、新春のお喜びを申し上げたいと思います。議員各位におかれましては、皆様おそろいでよいお年をお迎えになったことと存じております。新年早々に令和7年第1回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。議会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

冬の寒さが厳しさを増しており、新型コロナウイルスの感染並びに季節性インフルエンザの感染が流行している状況にあります。那須南病院にも発熱外来にいらっしゃった方がかなり多く、また、救急搬送も多いこの年末年始であったと聞いております。議員の皆様におかれましても、十分に体調管理にご留意くださいますようお願い申し上げます。

令和6年度も残すところ3か月となり、何かと気ぜわしく感じる時期になっておりますが、組合の本年度分の事業につきましては、おおむね計画どおり順調に執行させていただいているところであります。那須南病院におきましては、11月1日より訪問看護ステーションを設置し、12月からは地域包括ケア病床の運用も開始しております。引き続き計画的な事業推進に粛々と取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

さて、本日の臨時会ではありますが、執行部から提出します議案は、条例改正1件、一般会計補正予算1件でございます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げ、議会開会の挨拶といたします。

○議長（中山五男） 以上で組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。

これより、議事日程に基づき、議事に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山五男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に10番 川俣義雅議員、11番 渋井由放議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（中山五男） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 （議案第1号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（中山五男） 日程第3 （議案第1号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員と同様に、組合職員の給料及び手当等について改正を行うものであります。

主な改正内容ですが、1点目は、給料表の改正で、若年層の在職する号給に重点を置きつつ、全ての号給において月例給の引上げを行うものであります。

2点目は、期末手当・勤勉手当の支給割合の改正で、合計で4.5月分から4.6月分に、0.1月分の引上げを行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 総務課長。

○総務課長兼会計室長（小野里広美） それでは、議案第1号について、補足説明を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

第1条は、南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例について、令和6年度分給与に係る改正を行うものであります。第7条第1項は、第1号及び第2号に規定する医師及び薬剤師に係る初任給調整手当について、別表第2給料表の改正に伴い、医師等の処遇を確保する観点から、初任給調整手当の上限額を改正するものであります。なお、詳細な勤務年数ごとの支給額につきましては、別途、規則において規定することとしております。

続いて、第21条及び第22条は、期末手当・勤勉手当の支給割合について、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員をそれぞれ0.05月分、定年前再任用短時間勤務職員をそれぞれ0.025月分引き上げるものでございます。

議案書2ページから11ページまでは、各職種における給料表について記載のとおり改めるもので、若年層の号給を重点的に増額するとともに、全ての号給において増額の改正となっております。

別表第1行政職給料表を例に取りますと、1級5号、高校卒業の初任給となりますが、こちらでは2万1,400円の増額であります。上位の級、号給になるにつれ増額の幅は縮小され

ていきますが、最小でも1,000円が増額されているところであります。

これにより、一般会計の予算では、給料・報酬分で約1,565万円、期末勤勉手当分で約1,140万円の増額となります。

議案書11ページをご覧ください。第2条は、南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例について、令和7年度分給与に係る改正を行うものであります。第21条及び第22条は、期末手当・勤勉手当の支給割合について、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員をそれぞれ0.025月分、定年前再任用短時間勤務職員をそれぞれ0.0125月分引き上げるものであります。

12ページをご覧ください。第3条は、南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について、令和6年度分給与に係る改正を行うものです。第10条第2項は、給料表について増額の改定を行うもので、第7項は、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるものであります。第10条は専門的一般任期付職員の給料表の増額の改正、第12条は一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料表の増額の改正となっております。

第4条は、南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について、令和7年度分の給与に係る改正を行うもので、第10条第1項は、手当の種類で特定任期付職員の業績手当を廃止し、勤勉手当を追加するものです。第5項及び第6項は、特定任期付職員業績手当が廃止されるため削除。第7項を第5項に繰り上げ、表につきましては、期末手当の支給割合と勤勉手当の支給割合を示しております。第12条は、一般任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料表の改正となっております。

最後に、附則であります。附則第1条第1項は、施行期日を公布の日とするものの、第2条及び第4条における令和7年度の期末勤勉手当の支給割合に関する改正規定については、令和7年4月1日と規定するものであります。第2項は、第1条における初任給調整手当及び給料表の改正、第3条における給料表の改正規定については、令和6年4月1日に遡及して適用することを規定するものであります。

附則第2条は、既に支給された令和6年度分の給与については、第1条及び第3条の規定により、改正された給与の内払いとみなすことを規定するものでございます。

附則第3条は、組合規則への委任について規定するものです。

参考資料としまして、今回の人事院勧告の概要を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

また、今回の人事院勧告におきましては、令和7年4月より職責重視の俸給体制の見直し、地域手当の支給地域の単位の広域化、扶養手当の見直し、通勤手当の引上げ・支給要件拡大、

管理職員特別勤務手当の支給対象拡大、再任用された職員への手当支給の拡大等、給与制度のアップデートの措置がございますが、その改正は2月の定例会に上程することとし、今回のこの改正案には含まれておりません。

以上で、議案第1号に係る補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） ご苦労さまでした。以上、提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 議案につきましては、先ほどの全員協議会の中でも説明、質疑等がありましたが、ここで質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより採決いたします。議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4（議案第2号）令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）の議決について

○議長（中山五男） 日程第4 （議案第2号）令和6年度南那須地区広域行政事務組合
一般会計補正予算（第4号）の議決についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川俣組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） 議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、歳入・歳出それぞれ3,920万円増額し、補正後の予算総額をそれぞれ25億5,656万円とするものであります。今回の補正は、議案第1号で説明のありました昨年8月の人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月17日までに衆議院・参議院ともに可決・成立したことに伴い、組合職員の給与に関する条例の一部改正を行ったところであります。第4号補正予算の主な補正内容につきましては、昨年4月の定期異動に伴い、保健衛生センターの配置職員が増となったことに起因し、本年1月分の給与の支給が滞ることと、組合職員の給料表の改定及び期末手当・勤勉手当の支給月の増に伴う給与費等の増額補正となります。

歳入に関しましては、繰入金3,800万円と繰越金120万円を充てることとし、歳出に関しましては、2款総務費に16万6,000円を、3款衛生費に1,148万3,000円を、4款消防費に2,755万1,000円を割り振るものであります。

なお、詳細につきましては、管理課長に説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 管理課長。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長（小口正一） 命によりまして、議案第2号 令和6年度一般会計補正予算（第4号）について、詳細説明をいたします。

補正予算書第4号の2ページをお開きいただきたいと思います。第1表歳入歳出予算補正では、歳入歳出の総額にそれぞれ3,920万円を増額し、補正後の予算総額をそれぞれ25億5,656万円とするものであります。

続いて、事項別明細書に沿って説明いたします。4ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入につきましては、6款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金3,800万円と、7款繰越金、1項1目前年度繰越金120万円を補正の財源として3,920万円を増額し、計上す

るものであります。

続きまして、歳出について詳解いたします。5ページをお開きください。今回の補正は、組合長からの議案第1号の提案理由の説明にあったとおり、昨年8月の人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月17日までに衆議院・参議院ともに可決・成立し、同月25日に公布・施行されたことにより、組合職員の給与に関する条例の一部改正を行ったところであります。当該条例の一部改正に伴い、一般会計に属する職員人件費の増額分の計上となります。

増額の主な内容を詳解しますと、2款総務費、1項1目一般管理費は、人事院勧告に伴う給料表の改正や期末・勤勉手当の支給月0.1月分増を改定し、必要最低限の不足分として、給料及び共済組合負担金として16万6,000円を増額し、計上するものであります。

3款衛生費、2項1目清掃総務費は、昨年4月の定期異動により、職員配置人員の1名増並びに2款総務費、1項1目一般管理費の増額補正事由と同様に、会計年度任用職員を含めた人件費分として773万1,000円を増額し、計上するものであります。

続いて、同項3目ごみ処理費は、職員配置人員の増はないものの、給料表の改正、期末勤勉手当の支給月増により、必要最低限の不足分として、会計年度任用職員を含めた人件費として297万5,000円を増額し、計上するものであります。

6ページをお開きください。同項4目一般廃棄物処理施設整備費は、同様の事由により、必要最低限の不足分となる人件費分として77万7,000円を増額し、計上するものであります。

続いて、4款消防費、1項1目消防総務費は、同様の事由により、職員の人件費分として2,755万1,000円を増額し、計上するものであります。

なお、新年早々の臨時会の招集につきましては、組合長の提案理由にもありましたとおり、3款衛生費、2項1目清掃総務費における職員増に起因し、本年1月分の給与支給が滞ることから、本日に至ったことを補足させていただきます。

また、病院事業会計の人件費の補正に関しましては、令和6年度当初予算において、当初確保を想定していた医師、看護師、薬剤師の補充ができなかったことによりまして、人件費の不足分が生じないことから、今回の臨時会に上程を要しないことを付け加えさせていただきます。

さらに、今回の給料表の改正、期末勤勉手当の支給月の増は、令和6年4月1日に遡及し適用させるものであります。那須烏山市では1月16日の臨時会、那珂川町では3月の定例会に、今般の人事院勧告に伴う給与条例の改正を予定することに鑑み、組合職員に対する差額支給は、市町との足並みをそろえるという形で本年3月に支給することで、市町ともに了解をいただいていることを補足追加させていただきます。

続きまして、7ページから13ページは給与費明細となっております。詳細説明のほうは割愛させていただきたいと思います。

以上で、議案第2号 令和6年度一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中山五男） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第2号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

○議長（中山五男） 以上で、本臨時会に付議された事件は、全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年第1回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。本日は、組合長をはじめ職員の方々並びに議会議員の皆様方には大変ご苦労さまでした。

[午前10時25分閉会]